

西宮市地域密着型サービス等事業所の指定基準等に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業（以下「地域密着型サービス等事業」という。）の事業者指定基準等に関し必要な事項を定めることにより、地域密着型サービス等事業の適正な運営を確保し、もって介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(人員、設備及び運営の基準)

第2条 法第78条の2第4項第2号及び第115条の12第2項第2号の規定による地域密着型サービス等事業の従業者の知識、技能並びに人員に関する基準及び法第78条の2第4項第3号及び第115条の12第2項第3号の規定による地域密着型サービス等事業の設備及び運営に関する基準は、法第78条の4第1項及び第2項又は第115条の14第1項及び第2項の規定に基づく西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第19号。）、西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第18号。）及び西宮市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準等に関する要綱によるものとする。

(区域外事業所に関する他市町村長の同意)

第3条 市長は、法第78条の2第1項又は第115条の12第1項の申請があった場合で、当該申請に係る事業所が本市の市域外に所在する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第78条の2第4項第4号又は第115条の12第2項第4号の規定による同意を当該申請に係る事業所の所在地の市町村長に求めることができる。

- (1) 当該申請時において、当該申請に係る地域密着型サービス等事業のサービスと同種類のサービスを提供できる他事業者が、本市に存在しないとき。
- (2) 当該申請に係る地域密着型サービス等事業のサービスを利用する特定の要介護者又は要支援者の便益上、特に必要と認められるとき。

2 市長は、前項各号の規定による同意を求めた場合であって、法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項本文の指定を行う場合、法第78条の2第7項又は第115条の12第5項の規定に基づく条件として、必要な条件を付することができる。

(市内事業所に関する他市町村長からの同意依頼)

第4条 市長は、市内に所在する事業所に関し、他市町村長から法第78条の2第4項第4号又は第115条の12第2項第4号の規定による同意を求められた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該他市町村長に対し同意をすることができる。

- (1) 西宮市介護保険事業計画の達成に支障がないと認められるとき。
- (2) 当該他市町村内における特定の要介護者又は要支援者の便益上、特に必要と認められるとき。

(実施細目)

第5条 この要綱に規定するもののほか、地域密着型サービス等事業の事業者指定基準等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。